

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和6年6月5日

水曜日

第5239号

目次

告示

- 富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定 1
- 指定公金事務取扱者の指定 2
- 道路の位置の指定 3
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止
- 土地改良区の定款変更の認可 4

公営企業管理規程

- 富山県企業局の契約に関する規程の一部を改正する管理規程

公告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 5
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 11

正誤

- 令和6年3月29日付け号外(16)富山県国民保護対策本部
富山県緊急対処事態対策本部 訓令第1号 16
- 令和6年3月29日付け号外(5)富山県規則第15号 17

告示

富山県告示第254号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定について

富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第2項の規定により次のとおり富山県収入証紙売りさばき所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 売りさばき人 富山市桜町一丁目1番6号
富山ターミナルビル株式会社
- 2 売りさばき所 富山市桜町一丁目1番6号

富山市明倫町1番220号（新規指定）

富山県告示第255号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和6年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市荒町2番21号
北銀リース株式会社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
富山県大学院奨学資金に係る償還金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和6年5月8日から令和7年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和6年5月8日

富山県告示第256号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和6年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市荒町2番21号

北銀リース株式会社

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

富山県奨学資金（一般奨学資金）に係る償還金の収納事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和6年5月20日から令和7年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和6年5月20日

富山県告示第257号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和6年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	33.98	砺波市太田 470 番 1	砺波市太田 470 番 1	令和6年 5月15日
2	6.00	96.10	砺波市太田 470 番 1	砺波市太田4098 番	令和6年 5月15日
3	6.00	104.96	滑川市上小泉字 大道2197番 1	滑川市上小泉字 大道2198番 1	令和6年 5月16日

富山県告示第258号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

8 縦覧期間 令和6年6月5日から令和6年10月5日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY砺波店 砺波市太郎丸3丁目69番地

2 店舗を設置する者 株式会社アセット・プロパティマネジメント

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アセット・プロパティマネジメント 代表取締役 白濱 満明

(変更後) 株式会社アセット・プロパティマネジメント 代表取締役 平田 一馬

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成 東京都目黒区青葉
台二丁目19番10号 ほか10

(変更後) UDリテール株式会社 代表取締役 鈴木康介 東京都目黒区青葉台
二丁目19番10号 ほか10

4 変更の日 (1)令和5年9月27日(2)令和6年3月1日外

5 変更の理由 (1)設置者の代表者の変更のため(2)小売業者の入退店及び代表者の
変更のため

6 届出の日 令和6年5月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和6年6月5日から令和6年10月5日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する
ことができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1
項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準
用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦
覧に供する。

令和6年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY魚津店 魚津市住吉 600番地

2 店舗を設置する者 ユニー株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 ほか8

(変更後) UDリテール株式会社 代表取締役 鈴木康介 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 ほか10

4 変更の日 (1)令和5年10月31日(2)令和5年9月27日外

5 変更の理由 (1)設置者の代表者の変更のため(2)小売店業者の入店及び代表者等に変更があったため

6 届出の日 令和6年5月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和6年6月5日から令和6年10月5日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

フェアモール富山 富山市上富居字大百苺 239番地

2 店舗を設置する者 ユニー株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則男

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 稲沢市天池五反田町1番地
ほか34

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 榊原健 稲沢市天池五反田町1番地
ほか26

4 変更の日 (1)令和5年10月31日(2)令和6年3月31日外

5 変更の理由 (1)設置者の代表者変更のため(2)小売業者の入退店及び名称、代表者並びに住所の変更のため

6 届出の日 令和6年5月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和6年6月5日から令和6年10月5日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ピアゴ小矢部店 小矢部市今石動二丁目3 外16筆

2 店舗を設置する者 ユニー株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路
(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路 稲沢市天池五反田町1番地
ほか10

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 榊原健 稲沢市天池五反田町1番地
ほか4

- 4 変更の日 令和5年10月31日
- 5 変更の理由 設置者、小売業者の代表者の変更のため
- 6 届出の日 令和6年5月22日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和6年6月5日から令和6年10月5日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和6年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量

校務用および生徒用 LAN パソコン 1,731台

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日（60箇月）

(4) 借入場所

仕様書のとおり

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うこ

とができない者は、書面による提出を行うことができる。

- (2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

- (3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

- (2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和6年6月25日（火）午後5時15分まで

- (3) 入札説明書等の配布

令和6年6月5日（水）から令和6年6月18日（火）までの間（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4(3)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

- (4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和6年6月7日（金）午前11時00分

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県庁入札室（本館1階）

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年7月9日（火）午前8時30分から令和6年7月11日（木）午後4時まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時（紙入札者の入札書の提出は午後5時15分）まで

(3) 開札日時

令和6年7月12日（金）午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の

した入札

- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札をする。再入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Notebook Computer, 1,731 set
- (2) Time limit of tender: By 4:00 p.m. 11 July 2024.
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government

令和6年3月29日付け号外(5)富山県規則第15号「富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則」中

頁	行	誤	正
2	下から8	「第1条第2号イ(2)(ii)」を「第1条第2号イ(2)」	「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」

